

令和6年(2024年)6月

## 教育子育て委員協議会資料

子ども未来部 まるっとこどもセンター

案 件

### ・ 児童育成支援拠点事業の実施について

#### 1. 政策等の背景・目的及び効果

改正児童福祉法（令和6年4月施行）に新たに位置づけられた「児童育成支援拠点事業」について、このたび国から示された実施要綱およびガイドラインに基づいて実施するものです。養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とします。

## 2. 内容

### (1) 事業内容

次の①から⑦を包括的に実施します。

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援

### (2) 対象者

次のような状態にある児童及びその保護者を対象とします。

- ・ 養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ・ 家庭のみならず、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ・ その他、関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

### (3) 開設時間等

開設時間：午前10時から午後7時まで

開設日：週3日（令和7年度以降は週5日に拡大）。三季休業期も開設。

開設場所：ラポールひらかた

委託先：社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

### 3. 実施時期等

令和6年(2024年)10月

### 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち



### 5. 関係法令・条例等

こども基本法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、子どもを守る条例

## 6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》委託料 10,324千円

(内、令和6年度6月補正予算に計上予定 2,446千円)

《財源》子ども・子育て支援交付金(国：1/3、府1/3) 6,882千円

《一般財源》3,442千円

【参考】通年の事業費(週5日開所の場合) 委託料 19,318千円